

犬猫以外の哺乳類に関する基準案及び解説書の記載イメージ

項目名一覧

- 1 温度計・湿度計の設置、光環境の管理、夜行性に関する飼育環境について
- 2 展示時間、展示を行わない時間について
- 3 輸送後の目視観察について
- (a) 4 繁殖について
- 5 給水の時間について
- 6 夜間営業について
- 7 接触・譲り渡しの時間帯について
- 8 ケージ等の安全な構造及び素材について
- (b) 9 状態悪化時の受診について
- 10 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について
- 11 複数・単独飼養をについて
- (c) 12 訓練方法について
- 13 動物への接触方法について

- 14 ケージ等の規模について
- (d) 15 運動スペースに置く時間について
- 16 自然な行動を発現させるための設備について
- 17 清掃について
- 18 輸送時の給餌・給水について
- (e) 19 捕食・被捕食動物の近接展示について
- 20 社会化について
- 21 餌の種類について
- 22 員数について
- (f) 23 ワクチン接種について
- 24 触れ合いの必要性について

※一部項目について経過措置規定を検討する

【以下のパターンごとに基準案と解説書の記載イメージを記載】

<哺乳類共通基準>

- (a). 犬猫と同様の基準への改正 7件
- (b). 犬猫の基準を参考とした基準への改正 3件
- (c). 哺乳類共通の基準を新たに策定 3件

<グループごとの基準>

- (d). グループごとの基準を新たに策定 2件
- <基準改正なし>
- (e). 新たに基準は策定せず解説書で具体化 6件
- (f). 基準・解説書変更なし 3件

1 温度計・湿度計の設置、光環境の管理、夜行性に関する飼育環境について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- 小型サル(※1)・爬虫類にあわせた温度・湿度の室内でチンチラ(※2)を飼育・販売し、チンチラが体調を崩した。(ペットショップ)
(※1)例えば獣医学書によるとリスザルの適温は26～27℃ (※2)環境省のペット動物販売業者用説明マニュアル(哺乳類・鳥類・爬虫類)によると、温度は25℃を超えない
- ハムスター(※3)を冬に屋外で展示・販売。(ペットショップ)(※3)英国Statutory guidance(法定ガイダンス)によると、周囲温度は12℃を下回ったり、26℃を超えたりしてはならない。
- ハリネズミ(※4)を猛暑／寒冷の屋外で展示・販売。(ペットショップ／移動動物園)
(※4)環境省のペット動物販売業者用説明マニュアル(哺乳類・鳥類・爬虫類)によると、20～27℃位が適温の目安。
- イベント会場では周囲の騒音があり、ハムスター等夜行性の動物は休息が取りづらい環境である。(イベント販売)

これまでの検討内容

- 過度に暑すぎる・寒すぎるようなことでなければ良い。夜行性の動物は、本来昼間は寝ているためそっとしておくべきである。一方で、ハムスターは通常昼間に寝るため慣れる。光環境についても、ハムスターやウサギの場合、犬猫と同様に考えて良い。
- ハムスターとウサギが快適に過ごすことのできる環境は他の多くの哺乳類が問題なく生活できる環境である。明確な例外は調査するべきである。
- 開口呼吸や震え等の健康に生じる恐れは解説書ではなく基準に記載することで、多岐に渡る動物種に対するアニマルベースドメジャーの姿勢が伝わる。

解決すべき課題

- 動物の生理・生態に適さない温度・湿度で飼養がなされている(ゆえに健康に支障が生じる恐れがある)

(a). 犬猫と同様の基準への改正

1 温度計・湿度計の設置、光環境の管理、夜行性に関する飼育環境について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第3号イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- □ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。
- 八 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号八において同じ。）に応じて光環境を管理すること。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第3号イ（追加案）動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に哺乳類以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。
- □ 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。
- 八 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号八において同じ。）に応じて光環境を管理すること。

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 左記の新たな共通基準と既存の犬猫基準は同等の記載となるため、新たな共通基準へ統合。

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 主に取り扱われる哺乳類種について、科学的な根拠に基づいて、適切な温度・湿度等を提示する。
- 夜行性の動物が昼間に寝るような環境について具体化する。

【解説書の記載イメージ】

- （知見のある動物種について）、既存の〈温度計・湿度計の備え付けと温度・湿度管理〉についての細部解釈を定めることにより、適切な温度・湿度を明示する。
 - 温度・・・〇〇の飼養を行う場合は、通年で〇～〇℃を保つこと。ただし、暑さに弱い種（〇〇等）の場合は〇～〇℃、寒さに弱い種（〇〇等）の場合は、〇～〇℃を保つこと。
 - 湿度・・・〇〇の飼養を行う場合は、湿度は〇～〇%を保つこと。ただし、湿気に弱い個体（〇〇等）の場合は〇～〇%を保つこと。
 - 健康に支障が生じるおそれ・・・開口呼吸、震えなどを可能な範囲で例示
 - 光環境、騒音・・・夜行性の動物が昼間に休息をとれるように、日中は直射日光と騒音を避け、夜は暗い場所にケージを置くこと。

2 展示時間、展示を行わない時間について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- ハムスター、ハリネズミは夜行性だが昼間に展示されている。(移動動物園、ふれあい動物園、動物カフェ)
- モルモット、ウサギのふれあいコーナーに休憩がない、休みなく触られる状態。(移動動物園、ふれあい動物園)
- イベント時間の間 (5~8時間程度) は展示しっぱなしである。(イベント販売)

これまでの検討内容

- 一定程度のスペースやシェルターがあれば、移動させない方がストレスにならない可能性がある。時間になったため展示から外すという場合には、寝ている個体を移動させ、個体が振動で起きる等の事象が起こり得る。一方で触れ合い施設やイベント展示等、常に人が触ることのできるような場合には休憩時間が必要である。
- 猫カフェの規定の場合、動物が自ら逃げられる場合には良しとしており、その考え方で問題ない。自ら隠れることができない場合には休憩時間を設けるという規定が良い。
- 海外においても一定程度動物が逃げられる場所があり、人間はその場所に入ることができないようになっているため、そういったスペースが確保されていると良い。逃げ場がなく、人間に触られる状態が続くことは、場合によっては1時間であっても長すぎる。
- 休憩時間として、平均的な睡眠時間は確保する必要がある。

解決すべき課題

- 展示された動物が休息 (顧客が入ることができない逃げ場) をとることができない、休憩時間のない状態で展示・接触 (ふれあい) が続いている

2 展示時間、展示を行わない時間について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第5号イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする
 - (1) 犬猫に記載 (右記参照)
 - (2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間 (特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻 (複数の特定成猫の展示を行う場合にあつては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻) のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。) は、十二時間を超えてはならない。
- (2) 特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあつては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第5号 (追加案) 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする
- (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、哺乳類の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、夜行性又は特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。夜行性又は特定成猫の展示を行う場合において、1日の哺乳類の展示時間 (動物の展示開始時刻及び展示終了時刻 (複数の動物の展示を行う場合にあつては、それぞれの哺乳類の展示開始時刻及び展示終了時刻) のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。) は、一二時間を超えてはならない。
 - (2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあつては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 左記の新たな共通基準と既存の犬猫基準は同等の記載となるため、新たな共通基準へ統合。

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 休息ができる状態について具体化する

3 輸送後の目視観察について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- 輸送後、販売までに一定期間の目視観察がされていない。

これまでの検討内容

- 目視することは一般的な健康チェックとしても当然であるため、実施する方が良い。
- ハムスター、ウサギでも考え方は犬猫と変わらず、目視観察を実施した方が良い。
- 移動で起こる病気としては感染が多くを占めるため、経過観察は2日間ではなく、通常さらに長い。

解決すべき課題

- 輸送後、販売等までに目視観察期間がないため、移動による負担で体調を崩した動物が販売等されること、負担を伴う移動後に休憩時間がないことが懸念される。

3 輸送後の目視観察について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第5号ロ 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること
(1)～(9)略

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第5号ロ 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること (追加案)
(1)～(9)略
【案①】(10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態 (下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。) を目視によって観察すること。
【案②】(10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設 (犬又は猫以外の哺乳類においては常設に限る) に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態 (下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。) を目視によって観察すること。

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- (10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後二日間以上その状態 (下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。) を目視によって観察すること。

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 左記の新たな共通基準と既存の犬猫基準は同等の記載となるため、新たな共通基準へ統合。

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 犬猫同様に輸送後の観察に関する基準を記載する

- 犬猫同様に、目視によって観察する対象と異常が認められた場合の措置を記載する
 - 基準の対象・・・輸送された動物は、輸送先の飼養施設で輸送後2日間以上、下痢やおう吐、手足の麻痺などの状態を目視によって観察することが義務付けられる。
 - 観察中に異常 (健康上の問題) が認められた場合の措置・・・下痢、おう吐等の症状が見られるような場合は、獣医師の診療等を含む必要な処置を行うことが必要となる。

4 繁殖について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- ハムスターをオス・メス同じケージで飼育している。(ペットショップ)

これまでの検討内容

- ウサギの繁殖率はハムスターやその他小型げっ歯類と変わらないため、個別規定でなく「みだりに繁殖させることや母体に影響があることは禁止」という規定で対応可能。
- ハムスターやウサギは比較的安産であり、放っておくと急速に増える。また、繁殖適否の判断については、誰がどのように行うかの明確な基準がなく、獣医師に求められた場合も答えることができる獣医師は限られる。
- 生涯出産回数と繁殖年齢上限について、畜産では可能な限り繁殖させ、虚弱な子供が生まれるようになると繁殖をやめる。全体規定の範囲で良い。

解決すべき課題

- 繁殖に適している状態かどうかの判断は難しいため、繁殖に適さない個体であっても繁殖させ続けてしまう可能性がある

4 繁殖について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第6号 イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。
 - □ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じて繁殖を制限するための措置を講じること。
- ハ～ホ (略)

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第6号 イ～ホ (略)
- へ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- ト 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。
- チ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- へ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- ト 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。
- チ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 左記の新たな共通基準と既存の犬猫基準は同等の記載となるため、新たな共通基準へ統合。

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

■ みだりに繁殖させること以外で母体に過度な負担がかかることに関して記載が必要な動物種は具体化する

- みだりな繁殖・・・一部の種について具体化を検討
- 母体に過度な負担・・・〇〇にあっては、分娩時は羊水等により、床面が滑りやすくなり、骨折やねんざを起こすことがあるため、分娩に伴う母体への負担を考慮し、床（舎外にあっては地面）が平面で乾燥した分娩区域を提供すること。
- 遺伝性疾患等・・・一部の種について具体化を検討

5 給水の時間について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- デグーが給水ボトルから水を飲もうとしていたが水が出ていない様子。(卸売業)
- モルモットの給水の水が濁っている。(餌による濁り) (卸売業)
- ウサギ、モルモットのふれあい時に飲み水がない状態である。(移動動物園・イベント販売)

これまでの検討内容

- 給水の時間に関して、本来自由に給水できることが望ましいため、規定が無ければ具体化した方が良い。
- 入院のことを考慮すると、犬猫と同じ規定が良い。

解決すべき課題

- 清潔な給水が常時確保されていない場合がある。

5 給水の時間について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 既存の共通基準はなし

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第7号タ **哺乳類**を飼養又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 第2条第7号タ 犬又は猫を飼養又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 左記の新たな共通基準と既存の犬猫基準は同等の記載となるため、新たな共通基準へ統合。

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 具体化しない

■ -

6 夜間営業について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- 夜間営業により動物の休息が妨げられている。

これまでの検討内容

- 昼夜問わずシェルターがあると眠い時に寝る。そのため、シェルターがあり暗くなっているのであれば問題ない。

解決すべき課題

- 夜間に休息が妨げられる場合がある。

6 夜間営業について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 既存の共通基準はなし

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 第2条第7号ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第7号ネ (追加案)
販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられることがないようにすること。
ただし、特定成猫又は夜行性の哺乳類については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられることがないようにすること。

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 左記の新たな共通基準と既存の犬猫基準は同等の記載となるため、新たな共通基準へ統合。

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 適宜具体化する

■ -

7 接触・譲り渡しの時間帯について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- 夜間営業での接触・譲り渡しにより、動物の休息が妨げられる。

これまでの検討内容

- 犬猫では夜間に売らない事が規定されている。動物種別で敢えて規定する必要はない。

解決すべき課題

- 夜間の休息が妨げられている場合があり得る。

7 接触・譲り渡しの時間帯について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第7号ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。
 - (2) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。
 - (3) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認められた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第7号ノ (追加案) 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。
 - (1) **販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に哺乳類を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、夜行性の哺乳類又は特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に夜行性の哺乳類又は特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。**
 - (2) (3) 略

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 左記の新たな共通基準と既存の犬猫基準は同等の記載となるため、新たな共通基準へ統合。

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 具体化しない

■ -

8 ケージ等の安全な構造及び素材について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- モルモット、ウサギのふれあい場所が落ちたらケガをする高い位置にあり、柵がないまたは低い。(移動動物園・ふれあい動物園)
- 触れ合いのウサギのケージが入口が空いた状態で台の上(床から高さがある状態)にある。(ふれあい動物園)

これまでの検討内容

- 今後さらに良い商品が開発された場合に備え、あくまで推奨に止め、明らかに不適合なものを提示することが良い。
- 素材や床材について、傷害を受ける恐れが少ない金網もあり、明確に禁止素材を規定することは難しい。衛生面を考慮するとプラスチックよりも金網の方が管理しやすい。ウサギの場合、金網で飼育している所が多い中で、金網のみを使用することは避け、「一定程度足を休めることのできる場所を確保すること」といった記載が良い。
- ヨーロッパアナウサギは穴を掘ることが習性であるがそのために土を使うと感染症リスクが発生する。金網では穴を掘ることができないため問題である、ということではない。
- 針金が壊れている状態、錆びている状態は動物の体を傷つける可能性があるため避けるべきであるが、その点も全体規定でカバーすることができている。
- 畜産動物は糞の量が多く日本においてすのこで飼育する場合は多くない。すのこで飼育する場合動物が休むことのできる場所が必要であり、全面すのこは推奨されない。

解決すべき課題

- 動物が傷害等を受ける恐れがある構造(床からの高さがあり落下する可能性)や材質(錆、割れ、破れ等で足が傷つく、足を休められない)で飼養されている

8 ケージ等の安全な構造及び素材について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第1号ロ
(1) (2) (3) 略
(4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第1号ロ
(4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。**飼養施設にあっては、鏽、割れ、破れ等の破損がないものとする。**

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- (4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）とともに、鏽、割れ、破れ等の破損がないものとする。

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 第2条第1号ロ
(4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。**飼養施設にあっては、鏽、割れ、破れ等の破損がないものとする。**また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 推奨される、またはNGとされる床材を適宜具体化する

- 動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質を具体化する
 - 構造・・・ハムスター、ウサギ、げっ歯類、その他小型哺乳類は、床から高さのあるケージ等では、○○とすること。
 - 材質・・・犬猫以外の動物にあっては、すのこや金網の床材としての使用を一律禁止はしないが、すのこや金網を使う場合はすのこや金網を使用していない足を休められる場所や平らな床で休息できる場所を作ること。

9 状態悪化時の受診について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- 以下のような症状の個体がいっても獣医師の診療を受けさせない事例がある。
 - －ハムスターが寝たまま起き上がれない、血まみれの個体がいる、脱毛している個体がいる。(ペットショップ)
 - －デグーがストレス、真菌のため脱毛状態。(ペットショップ)
 - －キツネ、ウサギ、モルモット等の傷病個体。(動物園・水族館 (JAZA 非加盟))
 - －栄養不足、寒さよりカニコイザルが衰弱死。当該動物園で5年間で50匹程度が死亡。(動物園・水族館 (JAZA 非加盟))

これまでの検討内容

- 犬猫以外の動物を診療する医院は、都会においては多いが地方においては少ないため、定期的な健康診断を義務づけることは難しい。
- 健康診断によりストレスがかかり食欲不振となる事例もある。犬猫のように獣医側のレベルが保証されていない状態で定期的な健康診断を義務づけることは、かえって疲労・悪化させる可能性もある。若齢の動物の場合、日々体重を計測し、継続して落ちる、食欲がなくなる、下痢がある等の場合は病院の受診が必要。
- 動物の状態を記録することが重要であり、畜産では増体重や死亡率、疾病率等の記録が指示されているため、そのように記録項目を設定することも良い。

解決すべき課題

- 疾病、傷病の状態である場合であっても獣医師の診療を受けず放置している

9 状態悪化時の受診について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第4号へ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第4号へ (追加案) 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、**哺乳類の個体の状態が悪化した場合等は獣医師による診療を受けさせること。ただし、特別な事情がある場合にあつては、この限りではない。**

現在の飼養基準 (犬猫)

- 第2条第4号ハ 一年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年一回以上獣医師による健康診断 (繁殖に供する場合にあつては、繁殖の適否に関する診断を含む。) を受けさせ、その結果を記載した診断書を五年間保存すること。

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 既存の犬猫基準に変更なし

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 診療を受けさせる場合として、個体の状態が悪化した例などを具体化する

- 個体の状態が悪化した場合等・・・食欲不振や断食 (冬眠時は除く) が改善しない、体重低下時、分娩時に難産で母体に負担がある場合等を例示する。
- 特別な事情・・・以前に獣医師の診察を受けており個体の状態悪化時の指示を受けている場合など。

10健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- 太りすぎのハムスターがいる。(ペットショップ)
- ウサギの爪が3cm以上伸びている。(ペットショップ)
- デグーがストレス、真菌のため脱毛状態。(ペットショップ)
- 汚れたアルパカ、モルモットを展示。(移動動物園、ふれあい動物園)
- 羊の爪が伸びすぎている。(移動動物園、ふれあい動物園)
- チンチラの鼻の毛が抜けている。(ホームセンター)

これまでの検討内容

- 犬猫に記載されていることは動物全般に記載して良い。
- 糞便スコア等の様々なスコアでチェックして過度な場合を防ぐことが良い。

解決すべき課題

- 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態で飼養されている

10健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 既存の共通基準はなし

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 第2条第7号イ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。
 - (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
 - (2) 体表が毛玉で覆われた状態
 - (3) 爪が異常に伸びている状態
 - (4) その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第7号イ (追加案)
哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。
 - (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
 - (2) 体表が毛玉で覆われた状態
 - (3) 爪、門歯、蹄が異常に伸びている状態
 - (4) 自傷行為が見られる状態
 - (5) その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 新たな共通基準へ統合され、犬猫への規制内容に自傷行為が追加される。

犬猫以外の哺乳類解説書

- 動物種ごとに健康及び安全が損なわれる恐れのある状態を追加する

- 健康及び安全が損なわれるおそれ・・・○○や便状に異常がある状態にしないこと

11 複数・単独飼養について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- ハムスターやハリネズミをケージ1～3匹で飼育。(ペットショップ)
- コツメカワウソを単独飼育。(動物カフェ)
- 触れ合いスペースで猫とカピバラが同じエリアで展示されている。(ふれあい動物園)
- ミーアキヤット、フサオマキザル等群れで生活する種を単独飼育・展示・販売。(ペットショップ・移動動物園・ふれあい動物園・動物カフェ)
- 移動動物園のモルモット18匹が一つの籠の中で待機中に喧嘩する声が聞こえた。(移動動物園)
- デグーを1ゲージに20匹押し込んだ結果殺し合いが発生し、頭蓋骨陥没や尻尾切れ、半身不随等の個体がいる。(ペットショップ)
- 移動動物園でモルモットとウサギが同じエリアでふれあい。(移動動物園)
- シマリスが複数飼養で喧嘩の結果怪我をした。(卸売業)
- 触れ合いスペースで、カメ、ウサギ、ワラビー等が同じエリアで展示されている。(イベント販売)

これまでの検討内容

- 他の動物との飼養について、ウサギとネコと一緒にいて問題ない場合もある。具体化するとしても例外を認めると良い。
- ごく稀な例を除くような例外規定は決めて良いが、例外が多すぎることは問題である。例えばノウサギは一定程度グループで生活するため、単数、複数どちらかに完全に決定することは根拠が無く難しい。また、代表的な感染症としてボルデテラがあり、モルモットやウサギが感染すると場合によっては種を超えて感染する実績もあるが、例外的であり必ずしも良くないということではない。ウサギとモルモットは分けて飼う事が推奨される。ウサギとネコにおいて、通常は良くないが一緒に生活している場合も多い。
- 全体規定において、喧嘩しないように、というような規定が良い。
- 畜産の分野において、ネコとウサギは感染症の観点から一緒に飼うべきではないとされている。また、ヒツジやウシの場合、単独飼育することはあまりよくないと言われている。他の個体が見えるような状態にする必要がある。

解決すべき課題

- 動物の生理・生態に適さない単独又は複数飼養がなされている

11 複数・単独飼養について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第7号ヲ
異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第7号ヲ (追記案)
同一のケージ等内に入れる同種哺乳類の飼養頭数、及び異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、自傷行為や過度な動物間の闘争等が発生することを避けること

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 犬猫独自の基準はなし (左記の共通基準が適用)

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- -

犬猫以外の哺乳類解説書

- 単独・複数飼養の推奨事項や、過度な闘争の具体化を明示する

- 同一のケージ等内に入れる動物の組合せに関する一般的な推奨事項
単独生活する哺乳類・・・○○等は単独で飼育することが適している。
群れ生活する哺乳類・・・○○等は、社会性の動物で同種のグループでの飼育が適している。
- 過度な闘争・・・闘争のうち外傷が生じるものなど

12 訓練方法について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- 馬に対し足蹴り、叩く等の扱い。(観光牧場)
- 芸ができないことに対し、腕をつかむ、大声でどなる、たたく等の暴力。首輪をひっぱる。(猿回し)

これまでの検討内容

- 訓練を規定することは難しい。
- 動物ショーを通じて過剰な給餌制限が起きる可能性があるため、トレーニング等における基本的な方針についても定めるべきである。

解決すべき課題

- 過酷な演芸、訓練等(暴力等の心理的抑圧・恐怖を与える行為)が行われている

12 訓練方法について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第7号ナ 展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第7号ナ (追加案) 展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為、暴力を加える行為、心理的抑圧・恐怖を与える行為、過度に餌を減らす行為等を行わないこと。

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 犬猫独自の基準はなし (左記の共通基準が適用)

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 既存の犬猫基準に変更なし

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 過度な食事制限について具体化する

- 過度に餌を減らす行為・・・〇〇の状態にしないこと。

13 動物への接触方法について (1/3)

飼養管理上問題だと思われる事例

- ハムスター、モルモット、ウサギ、ハリネズミ、フェネック、ワラビーのふれあいにおいて、隠れ家やシェルター、休憩時間・場所がない。(ペットショップ/移動動物園・ふれあい動物園/イベント販売)
- ハムスター、ヤギ、ウサギのふれあいに対し監視員がいない。(移動動物園・ふれあい動物園/牧場・観光牧場)
- 客がハムスターやウサギを乱暴に扱っている。(移動動物園・ふれあい動物園)
- ヤギの飼育スペースにおいて「草を上げないで」と看板があるが、顧客が生えている草をあげている。(観光牧場)
- おそらく人を乗せすぎてウマの首の下あたりが凹んでいる。(観光牧場)
- 手洗いの指示や注意事項等、ふれあい時の説明がない。手洗い場がない、消毒が顧客に使われていない等、衛生管理が不十分。(動物カフェ/移動動物園・ふれあい動物園)
- どの種類でもふれあいOKとしている、生後3週間前後の子ウサギを展示している等、ふれあい種の選定が不十分である。(動物カフェ)
- ヤギ、ヒツジで腸管出血性大腸菌を保有している個体がいる。(移動動物園・ふれあい動物園)
- 過去にウシのふれ合い体験により、腸管出血性大腸菌の集団感染事例がある。(牧場・観光牧場)
- ライオンに対し、針金につけた肉をつりざおから与える、対面でトラに餌をやらせる等の危険なふれあいを行っている。(動物園・水族館 (JAZA 非加盟))
- ウサギとワラビー、ウサギとモルモット等、同じエリアでふれあいをさせている。(移動動物園・イベント販売)
- ヤマアラシが鑑賞目的で展示されていたが、人止め用の柵がなく職員もついていなかったため、来園者の子供がヤマアラシの針で負傷した。(移動動物園)

13 動物への接触方法について (2/3)

これまでの検討内容

- 従業員がいない状況下で小動物を落とす、手荒に扱う、という事例や、大動物の場合、馬が噛みつくこと、牛が突く事例がある。厚生労働省が触れ合い時の衛生管理のガイドラインを出しているが、従業員がいなければ遵守ができないため問題が起こりやすい。
- ウサギは隠れることのできる場所がある方が良い。
- 展示の場合、動物はその飼育環境に慣れるため、隠れることのできる場所が無く人間に見られ続ける事で、必ずしもストレスを感じるわけではない。しかし、不特定多数の人の目に触れることを考慮すると、隠れることのできる場所があることに問題はない。ただ、更に広いスペースが必要となる。
- 触れ合い施設やイベント展示のような、常に人が触れるような場合には休憩時間が必要である。
- 猫カフェの規定の場合、動物が自ら逃げられる場合には良しとしており、その考え方で問題ない。自ら隠れることができない場合には休憩時間を設けるという規定が良い。
- 海外においても一定程度動物が逃げられる場所があり、人間はその場所に入ることができないようになっているため、そういったスペースが確保されていると良い。逃げ場がなく、人間に触られる状態が続くことは、場合によっては1時間であっても長すぎる。
- 触れ合い施設の場合、動物が逃げられないことや、ケガをしやすいということがある。この点について員数規定の親規定でカバーできると良い。あるいは、人数がいるとケアや監視が可能であるため、最低限の人数が必要である。
- 展示と触れ合いについて、何頭につき何人配置という規定は必要である。触れ合いスタッフが不適切な触り方には注意をすだろう。事故はスタッフの不在時に起きる。
- 触れ合いの場合は監視を付けるという規定を加えると良い。
- 触れ合いを通じて客から給餌される場合、給餌量の確認、制限等の管理ができることが求められる。監視する人が必要であるため規定すべき。

解決すべき課題

- 触れ合いでは動物が休息（顧客が入ることができない逃げ場）をとることができない、休憩時間のない状態で触られ続けている
- 顧客による不適切な触れ合いが生じた場合には、直ちに対応するために監視が必要である

13 動物への接触方法について (3/3)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第7号ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。
 - (2) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。
 - (3) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第7号ノ (追加案)
 - (1) 略
 - (2) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、**触れ合い時に販売、貸出及び展示に従事する職員は、同時に触れ合いに用いられる動物の数、同時に触れ合いに参加する顧客の数、触れ合いスペースの広さ等に勘案し、顧客による不適切な触れ合いが生じた場合に直ちに対応するために必要な人数を確保すること。**
また、顧客等が動物に接触する場合には、動物に適度な休息を与え、**極めて短時間の接触を除き、動物が顧客から逃げることができる場所を常時確保するとともに、事前に動物への触れ合い方法について指導し、顧客の理解を文書又は口頭で確認すること。**
また**過度に幼齢な動物、顧客との触れ合いにより過度なストレスを受ける個体、人畜共通感染症に感染している個体を用いないこと。また動物と接触した顧客等に、接触の前後に手指等を消毒させること。**
 - (3) 略

現在の飼養管理基準 (犬猫)

<参考>

- (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- (1) に関しては前述の通り

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ ■ 触れ合い時に必要な員数を明示する。

- 顧客による不適切な触れ合いが生じた場合に直ちに対応するために必要な人数・・・職員1人当たりの顧客等の数の上限は、○人までとする
- 顧客との触れ合い時の注意点・・・個体の状態を観察し、触れ合いによって健康が損なわれないようにすること
- 極めて短時間の接触・・・○○とする

14 ケージ等の規模について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- サル、コモンマーモセット、シマリス、ヤギ、コツメカワウソ（水場のない状態）、フクロモモンガ、ハリネズミ、ミーアキャット（左右を繰り返し往復する異常行動を起こしている状態）ライオン、ヤマアラシ、ラクダ等を狭いケージ・スペースで飼育している。（ペットショップ/動物カフェ/移動動物園/動物園）
- ポニーを室内で展示している。（移動動物園・水族館）
- タヌキ、キツネを短い鎖につないで展示、ニホンザルにベルトをしてつないで展示している。（動物園・水族館）
- ゾウやライオンが、公演スケジュール上、適切な運動・飼育スペースのない状態で巡業されている。（サーカス）
- ハムスター（40cmくらいの水槽に3～6匹）、デグー（1ケージに20匹）を過密な状態で飼育・販売している。（ペットショップ）
- フクロモモンガ、ヤマネ、ハムスター、ウサギ等が狭いケージに入れられている。（5～8時間程度のイベント時間×イベント日数1～2日＋輸送時間）（イベント販売）

これまでの検討内容

- ケージ等の床面積や高さについて具体化する上で、管理時間も検討しなくてはならない。
- 販売において一時的にその場所にいるのか、触れ合いや展示において恒久的にその場所にいるのかによって考え方を考えるべきである。
- 十分な広さがある場合シェルターを設ける等の対応が考えられるが、その点を制限する場合、複数頭では別に記載が必要である。個別の飼育環境で確保できているのであれば運動スペースを別途設ける必要はなく、設けた場合複数頭での使用は縄張り意識につながる。また、被捕食動物の場合、運動スペースに移動させられることがストレスになる。
- 畜産は国際的なルール・規約があり、日本でも2023年7月に農林水産省が国際基準に近づける飼養管理の指針を発表した。国際ルールでは最低数値が作られ、各国が最低数値よりレベルの高いものを提示している。そのため数値目標まで作っていくことが国際水準のアニマルウェルフェアになると考えられる。
- 犬猫基準においては子どもがいる場合に床面積を広く規定した。ハムスターはそもそも体が小さいためそれほど広くする必要はない。ウサギの場合子ウサギがいる時といない時とにおいてはどのように違うか疑問である。しかし、ウサギの場合は広めに設定した方が良いという印象がある。
- ハムスターはストレス解消が可能である回し車の設置等で対応できる。ウサギの場合、伸びをすることができる程度のサイズが最低限必要であり伸びの2倍あると理想的。

解決すべき課題

- 動物の生理・生体に適さない狭いケージ・スペースで飼養されている

14 ケージ等の規模について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第1号ロ
 - (1) (2) 略
 - (3) ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
 - (一) 犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第1号ロ
 - (1) (2) 略
 - (3) ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
 - (一) 犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。

※ケージ等の規模にかかる基準改正案は継続的に検討する

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ ■ 適宜具体化する

- 具体化が必要な事項を検討中

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- (二) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。
 - (イ) 犬にあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長（胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。）の二倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高（地面からキ甲部までの垂直距離をいう。以下同じ。）の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上）とすること。
 - (ロ) 略
 - (ハ) 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。
 - (i) 犬にあっては、一頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。以下この(i)において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の一頭当たりの床面積の六倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその二分の一以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の六倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上）とすること。
 - (ii) 略

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 既存の犬猫基準に変更なし

15 運動スペースに置く時間について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- オランウータンに放飼場がなく、チンパンジーはより狭く単独飼養で放飼場がない。(ふれあい動物園)
- 50メートルプール程度の広さしかない飼育場にキリン・ラクダなど多種を過密飼育しており、運動スペースがない。(移動動物園)
- コツメカワウソ、ビントロング、サーバルキャット、カピバラ、イノブタ等、走ったり動き回ったりするためのスペースがない。(ふれあい動物園)

これまでの検討内容

- 販売において一時的にその場所にいるのか、触れ合いや展示において恒久的にその場所にいるのかによって考え方を考えるべきである。
- ハムスターは、運動スペースに置く時間を決められることによって、反対にストレスを与えられることもある。また、運動させようとしても寝ている場合もある。
- 個別の飼育環境で確保できているのであれば運動スペースを別途設ける必要はなく、設けた場合複数頭での使用は縄張り意識につながる。また、被捕食動物の場合、運動スペースに移動させられることがストレスになる。

解決すべき課題

- 運動が困難なケージ・スペースで継続的に飼養されている。

15 運動スペースに置く時間について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第7号レ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 第2条第7号ソ (追記案)
※運動スペースに置く時間にかかる基準改正案は継続的に検討する

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 第2条第7号ソ 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、飼養又は保管をする犬又は猫を、一日当たり三時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

既存の犬猫基準に変更なし

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 適宜具体化する

- 具体化が必要な事項を検討中

16 自然な行動を発現させるための設備について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- コツメカワウソに水場や給水がない状態で展示・販売。(ペットショップ/動物カフェ)
- サルに止まり木やハンモック、おもちゃがない状態で展示・販売。(ペットショップ)
- シマリスに巣箱、止まり木等がない。(ペットショップ)
- ハムスター、モルモット、ウサギ、フクロモモンガ、ハリネズミ等、隠れる場所がない状態で販売されている。(イベント販売/ペットショップ)
- ハムスターに餌や給水設備、回し車、巣箱、床材がない等の状態で展示・販売。(ペットショップ/動物カフェ/ふれあい動物園)
- ウサギやモルモットに餌や牧草、給水設備がない。(動物カフェ/ふれあい動物園)
- ヤギ、ポニー、ウサギなど日よけがない状態でふれあい・展示。(ふれあい動物園)

これまでの検討内容

- 新しい商品が開発される可能性があるため、推奨に留める方がよい。
- 生活習慣の一環として水浴びが必要な動物には水浴びを、砂浴びが必要な動物(チンチラ等)には砂浴びをさせる必要がある。ウサギやハムスターは全体規定でカバーできており、個別に追加規定する必要はない。その他設備について、ウサギは咀嚼することで歯を削っているため、食べ物がある場合は必ずしもかじり木は必要ではない。また、ウサギの場合、生涯生活スペースがその場所に限られる場合においてはシェルターが必要である。
- ウサギの場合、隠れることのできる場所はある方がよい。
- ウサギ等は移動動物園等において外で飼育されるため、日よけ等が必要である。

解決すべき課題

- 動物の生態・習性や飼養期間に応じた設備が設置されていない

16 自然な行動を発現させるための設備について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 八 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
 - (2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 既存の共通基準に変更なし

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 犬猫独自の基準はなし (左記の共通基準が適用)

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 既存の犬猫基準に変更なし

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 必要な設備の細部解釈又は推奨される設備を具体化する

- 動物の生態及び習性に応じて必要な設備の細部解釈又は推奨される設備を具体化する
 - 休息・・・隠れる場所は乾燥していて隙間風がなく、常時アクセスができるようにすること。また、各個体が1匹で休むことができる十分な広さであること。足を休められるように、床材としてすのこや金網を使用していないこと。
 - 砂場・・・〇〇等の砂場が必要な動物には、汚れた被毛をきれいにするために砂風呂を与えること。
 - 水浴び・・・親水性の高い動物は、動物の生態及び習性に合った陸場面積と水場面積の割合とすること。(具体化を要検討)

17清掃について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- ハムスター、ハリネズミ、ウサギ、モルモット、フェレット、フクロモモンガ、チンチラ、キツネ、ポニーの飼養エリアに排泄物が放置された状態である。(ペットショップ、動物カフェ、移動動物園、ふれあい動物園)
- ハムスターの回し車が排泄物にまみれている。悪臭がする。(ペットショップ)
- ウサギのケージの掃除がされず、糞がお尻にくっつき陰部がかぶれている。(ブリーダー)
- カワウソのトイレが掃除されていない。(動物カフェ)
- ハムスター、チンチラの床材のチップが湿っている、牧草の下が汚れている、虫がわいている、ニキビダニが原因で脱毛しているハムスターがいる。(ペットショップ)
- 小動物を飼養保管するエリアにゴキブリがいる。(卸売業)
- ハムスター、ウサギの手足が汚れている、ハムスターの毛が尿で濡れている。(ペットショップ、移動動物園、ふれあい動物園)

これまでの検討内容

- ウサギとハムスターは1日1回の清掃で十分であるが、ケージを清掃すると環境が毎日変わることによってストレスになるため回数規定は難しい。トイレの場所を決めているハムスターの場合、毎日全体を清掃する必要が無い。また、ハムスターは子育て中に毎日清掃すると、子殺しや育児放棄の原因となる。ウサギは子育て中にはあまり触らないよう指導している。
- ハリネズミやカワウソの場合、スペースの都合上1日1回の清掃とすると糞の上を歩き汚れるということがあり得る。
- 畜産動物は体の汚染の程度によって判断する。清掃の回数で規定するのは難しい。
- 人数を基準として清掃ができていないかを保証することも可能である。動物の種類にもよるが、動物の大きさあたりの員数は決めることができる。
- ハムスターやウサギは、人によって内容とスピード感が異なるため、必要な員数を定めることは難しい。
- 施設の構造等によって清掃管理のしやすさや時間が変わるだろう。

解決すべき課題

- 糞尿、汚物等が残されており衛生的でない

17清掃について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 八 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする
 - (1) (2) 略
 - (3) ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
 - (4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。
 - (5) 保管業者及び訓練業者にあっては、(4)に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 犬猫独自の基準はなし (左記の共通基準が適用)

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 既存の共通基準に変更なし

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 既存の犬猫基準に変更なし

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

■ 清掃内容を具体化する

- 適切に処理・・・ケージだけでなく、器具等の動物と接触する部分について、清掃及び消毒を行い、施設、設備等を清潔に保つこと。排せつ物は適切に取り除き、動物にとって快適な環境を提供するため、敷料の交換等により床表面を乾燥した状態に保つこと。

18 輸送時の給餌・給水について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- ポニー、ヤギ等が餌や水がない状態で、過密輸送・長時間放置されていた。(移動動物園)

これまでの検討内容

- 輸送時の給餌給水の具体化は、全体規定の水準で良い。
- 畜産動物の場合、5~8時間連続して輸送をすると急激にストレス反応が出るため、その時間を超える場合は休息をし給餌・給水することが必要。

解決すべき課題

- 長時間の輸送では、適切な量・回数の給餌・給水・休息が必要である

18 輸送時の給餌・給水について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第5号ロ 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること
(1)～(6) 略
(7) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 既存の共通基準に変更なし

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 犬猫独自の基準はなし (左記の共通基準が適用)

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 既存の犬猫基準に変更なし

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 給餌・給水が必要な動物種は具体化する

- 適切な量及び回数・・・主に触れ合い施設で取り扱われる中大型哺乳類にあつては、断食時間が○時間を超えた場合には、食料、横になって休む時間を設けること。○○の動物は、輸送○時間前までに給餌を済ませること。輸送中に給餌する飼料の内容や給餌及び給水方法が、通常の飼養管理と変わる場合、事前に馴致すること。
(RSPCA Welfare standard、Australian Animal Welfare Standards and Guidelines- Land Transport of Livestock参照)

19 捕食・被捕食動物の近接展示について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- 異種の動物を混合飼養したことによる捕食事故が起きているとの指摘。

これまでの検討内容

- 「ストレスのある配置は避けること」といった記載方針が良い。
- ウサギとフェレットは隣同士にしない方が良いが、ハムスターとフェレットの場合は問題ない。「ウサギ、ハムスター、齧歯類は被捕食動物であるため、被捕食動物はそういったストレスを避けること」と言った記載方針が良い。
- 畜産の場合は犬をなるべく使わないようにとされている。

解決すべき課題

- 捕食動物と被捕食動物が近接で展示される（ゆえに被捕食動物は個体によってはストレスを受ける可能性があり得る）

19捕食・被捕食動物の近接展示について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第7号ヲ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 既存の共通基準に変更なし

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 犬猫独自の基準はなし (左記の共通基準が適用)

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 既存の犬猫基準に変更なし

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 捕食・被捕食動物の近接展示規制を明示する。

- 配置・・・被捕食動物と捕食動物については、接触可能な形等 (具体化を今後検討) での隣接捕食動物の配置は不可。
- 特定の動物間のケージ間に板や布を置く記載を要検討。
- 組合せの考慮・・・被捕食動物 (ウサギ、ハムスター、齧歯類など) と捕食動物 (ヘビ、キツネなど) 及びその組合せを具体的に例示する。
- 等・・・捕食を含む。

20 社会化について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- 社会化を要する動物で親、兄弟姉妹から早期に引き離しが行われている指摘。

これまでの検討内容

- 社会化に関する具体化は難しい。サルもしくはフクロモモンガ等、集団で生きていて自傷行為をする動物には社会化が必要である。一方でウサギやハムスターの場合、社会化させる際に闘争が起きるため不要である。

解決すべき課題

- 社会化を要する動物について、動物の生理・生態に適した社会化を推進する飼養がされていない場合がある。

20 社会化について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第7号ワ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管すること。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 既存の共通基準に修正なし。

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 左記参照。
犬と猫が例示されているが、犬猫に限定した記載ではない。

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 既存の犬猫基準に変更なし。

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 個体によって社会化が必要な動物種を明示する

- 幼齢な犬、猫「等」・・・社会性を必要とする動物である○○等
- 親、兄弟姉妹「等」・・・哺乳類を触れ合いに用いる場合にあっては、○○とすること

21 餌の種類について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- シマリスの餌がヒマワリの種のみ、あるいはヒマワリの種とペレットのみ。(ペットショップ)
- ウサギの餌として鳥の餌を使用。(ペットショップ)
- ハムスターにヒマワリの種と鳥の餌を使用。(ペットショップ)
- フェレットに対し1日2回の食事。(ペットショップ)
- カワウソをキャットフードで飼育、触れ合い時の餌やりにキャットフード。(動物カフェ、ふれあい動物園)
- 野菜や果物の餌やりをするため、ヒツジ・ヤギ・ウサギ・モルモットは下痢をすることがある。(移動動物園)

これまでの検討内容

- 餌の種類は時代によって変わっていく可能性があるため、大枠の規定でカバーする方が良い。

解決すべき課題

- 動物の健康管理上、生理・生体に適した給餌(種類、量・回数)・給水がされていない

21餌の種類について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第7号ヨ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 既存の共通基準に変更なし

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 犬猫独自の基準はなし (左記の共通基準が適用)

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 既存の犬猫基準に変更なし

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 餌の種類、量、回数を具体化する必要がある動物種がある場合は明示する

■ 餌の種類、量、回数等...

- ウサギには、自由に新鮮な汚染されていない牧草が常に食べられる状態とすること。また、市販の専用のペレット (固形飼料) を与える場合にあっては、ウサギの年齢と品種に適したものとすること。
- ウシやヒツジ等の反芻する動物は、粗飼料を一定の割合で与え、アシドーシス状態となることを避けること。
- ウマは、正常な消化管内環境を維持するため、十分な量の粗飼料を少量ずつ頻繁に給与すること。

22 員数について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- 馬や牛の飼養をメインとしているためウサギ等の小動物の飼養は合間を見て行っていて手が回らないこともある。(観光牧場)

これまでの検討内容

- 人数を基準として清掃ができているかを保証することも可能である。動物の種類にもよるが、動物の大きさあたりの員数は決めることができる。
- 展示と触れ合いについて、何頭につき何人配置という規定は必要である。触れ合いスタッフが不適切な触り方には注意をするだろう。事故はスタッフの不在時に起きる。触れ合いの場において員数規定は可能だが、ショップにおいて「何を基準に何人」という形で規定することは難しい。
- 施設の構造等によって清掃管理のしやすさや時間が変わるだろう。ハムスターやウサギに関して員数を規定することは現実的ではない。

解決すべき課題

- 顧客による不適切な触れ合いが生じた場合には、監視が不在なため直ちに対応できない場合がある

22 員数について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 第2条第2号
飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 既存の共通基準に変更なし

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）一人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については二十頭、猫については三十頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については十五頭、繁殖の用に供する猫については二十五頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 既存の犬猫基準に変更なし

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 具体化しない

- -

23 ワクチン接種について

飼養管理上問題だと思われる事例

- 特になし

これまでの検討内容

- 鶏やウサギのワクチンは、海外にはあるが日本にはなく、日本で現在必要か否かについても明言できない。獣医の水準も追いついていない。

解決すべき課題

- 特になし

現在の飼養管理基準（哺乳類、爬虫類、鳥類共通）

- 第2条第4号ホ
疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

改正後の飼養管理基準案（哺乳類共通）

- 既存の共通基準に変更なし

現在の飼養管理基準（犬猫）

- 犬猫独自の基準はなし（左記の共通基準が適用）

改正後の飼養管理基準案（犬猫）

- 既存の犬猫基準に変更なし

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 具体化しない（家畜伝染病予防法にて検査（注射含む）の記載あり）

- -

24 触れ合いの必要性について (1/2)

飼養管理上問題だと思われる事例

- 特になし

これまでの検討内容

- 人との触れ合いの必要性の具体化はストレスになる恐れがある。
- 具体的に一日一回触るべきと規定することは動物にとってストレスになるため、目的別にケースバイケースで考える必要がある。ハムスターの場合触れ合いは必要であるが、個体にとってストレスであれば噛む。また、繁殖目的で飼われたハムスターの場合人との触れ合いは不要である。ウサギにおいて、慣れている場合は飼い主との触れ合いが必要である個体もいるが、一方で触られすぎると繁殖できない等の問題もある。
- ハムスターが触れ合いを求めているということは考えにくい。ウサギの場合人の愛情を要求するような個体もいるが、そうではない場合もある。犬猫とは異なり被捕食動物であることを考慮すると、不用意な接触はストレスになるため具体化しない方が良い。

解決すべき課題

- 特になし

24 触れ合いの必要性について (2/2)

現在の飼養管理基準 (哺乳類、爬虫類、鳥類共通)

- 既存の共通基準はなし

改正後の飼養管理基準案 (哺乳類共通)

- 既存の共通基準に変更なし

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 第2条第7号ツ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

改正後の飼養管理基準案 (犬猫)

- 既存の犬猫基準に変更なし

犬猫以外の哺乳類解説書イメージ

- 被捕食動物は個体によって人との触れ合いがストレスになるため具体化しない

- -